

令和 4 年 9 月
令和 4 年第 5 回 栃木市議会定例会
議案説明書

栃木市

番 号	件 名	
報告第 8号	専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定・訴えの提起）	1
報告第 9号	令和3年度栃木市継続費精算報告書	別冊
報告第10号	令和3年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	別冊
報告第11号	一般財団法人栃木市農業公社の令和3年度事業状況報告書の提出について	別冊
議案第93号	令和4年度栃木市一般会計補正予算（第4号） ⁵	別冊
議案第94号	令和4年度栃木市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案第95号	令和4年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）	別冊
議案第96号	令和4年度栃木市栃木インター西産業団地特別会計補正予算（第2号）	別冊
議案第97号	令和4年度栃木市平川産業団地特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案第98号	令和4年度栃木市水道事業会計補正予算（第1号）	別冊
議案第99号	栃木市副市長及び教育長の給与の特例に関する条例の制定について	6
議案第100号	栃木市犯罪被害者等支援条例の制定について	7
議案第101号	栃木市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	8
議案第102号	栃木市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について	18
議案第103号	栃木市税条例等の一部を改正する条例の制定について	22
議案第104号	栃木市こども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	40
議案第105号	栃木市墓園条例の一部を改正する条例の制定について	44
議案第106号	栃木市横山郷土館条例の一部を改正する条例の制定について	54
議案第107号	栃木市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	58
議案第108号	令和3年度栃木市水道事業会計剰余金の処分について	66
議案第109号	令和3年度栃木市下水道事業会計剰余金の処分について	68
議案第110号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて（黒川弘照氏）	70
議案第111号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて（臼井恭子氏）	72

番号	件名
認定第 1号	令和3年度栃木市一般会計歳入歳出決算の認定について別冊
認定第 2号	令和3年度栃木市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について別冊
認定第 3号	令和3年度栃木市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について別冊
認定第 4号	令和3年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定 について別冊
認定第 5号	令和3年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の 認定について別冊
認定第 6号	令和3年度栃木市栃木インター西産業団地特別会計歳入歳出決算の認定 について別冊
認定第 7号	令和3年度栃木市平川産業団地特別会計歳入歳出決算の認定について別冊
認定第 8号	令和3年度栃木市水道事業会計決算の認定について別冊
認定第 9号	令和3年度栃木市下水道事業会計決算の認定について別冊

報告第8号

専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定・訴えの提起）

報告理由

損害賠償の額の決定及び訴えの提起について専決処分したので、議会に報告するもの。

〔参照条文〕

地方自治法抜粋

（議会の委任による専決処分）

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

市長の専決処分事項の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次の事項については、これを市長において専決処分することができるものとする

記

1 1件100万円以下の法律上の義務に属する損害賠償の額を定めること。

2、3 略

4 市が提起する訴えで、その目的の価額が100万円以下のものに関する
こと。

専決第5号

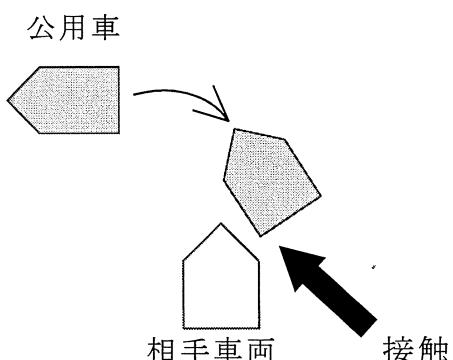
【事故発生場所】



※上記の地図は、国土地理院ウェブサイト

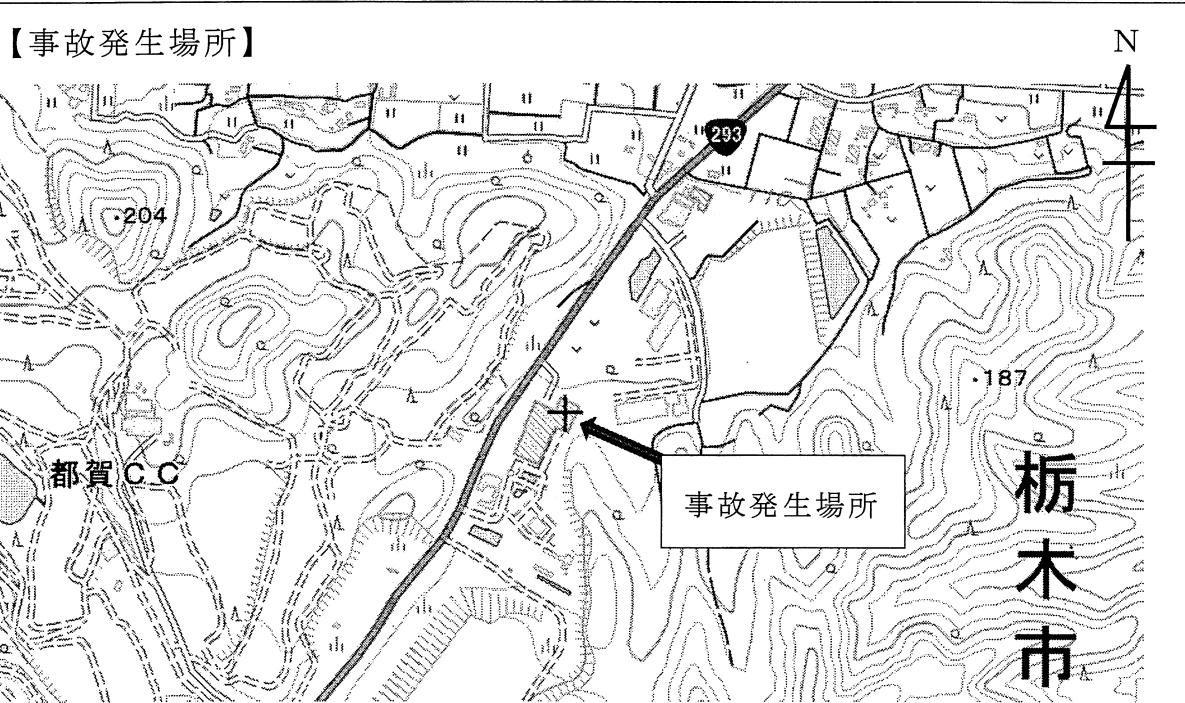
(<https://maps.gsi.go.jp/#16/36.313967/139.801111/>) を加工して作成したもの

【事故発生状況】



後進にて駐車しようとしていたところ、後方確認を十分に行わず、左にハンドルを切りすぎてしまった。その結果、停車中だった相手車両の右側のバンパーと公用車両の左後方を接触させてしまった。

専決第6号

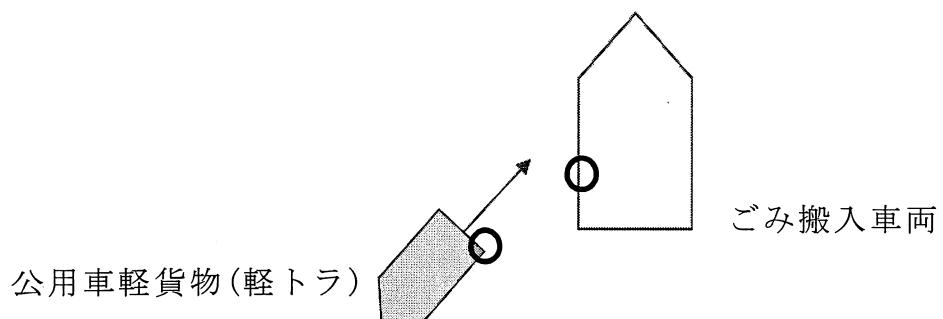


※上記の地図は、国土地理院ウェブサイト (<https://maps.gsi.go.jp/#16/36.447506/139.690218/&base=std&ls=std&disp=1&vs=c1g1j0h0k010u0t0z0r0s0m0f1>) を加工して作成したもの。

【事故発生状況】

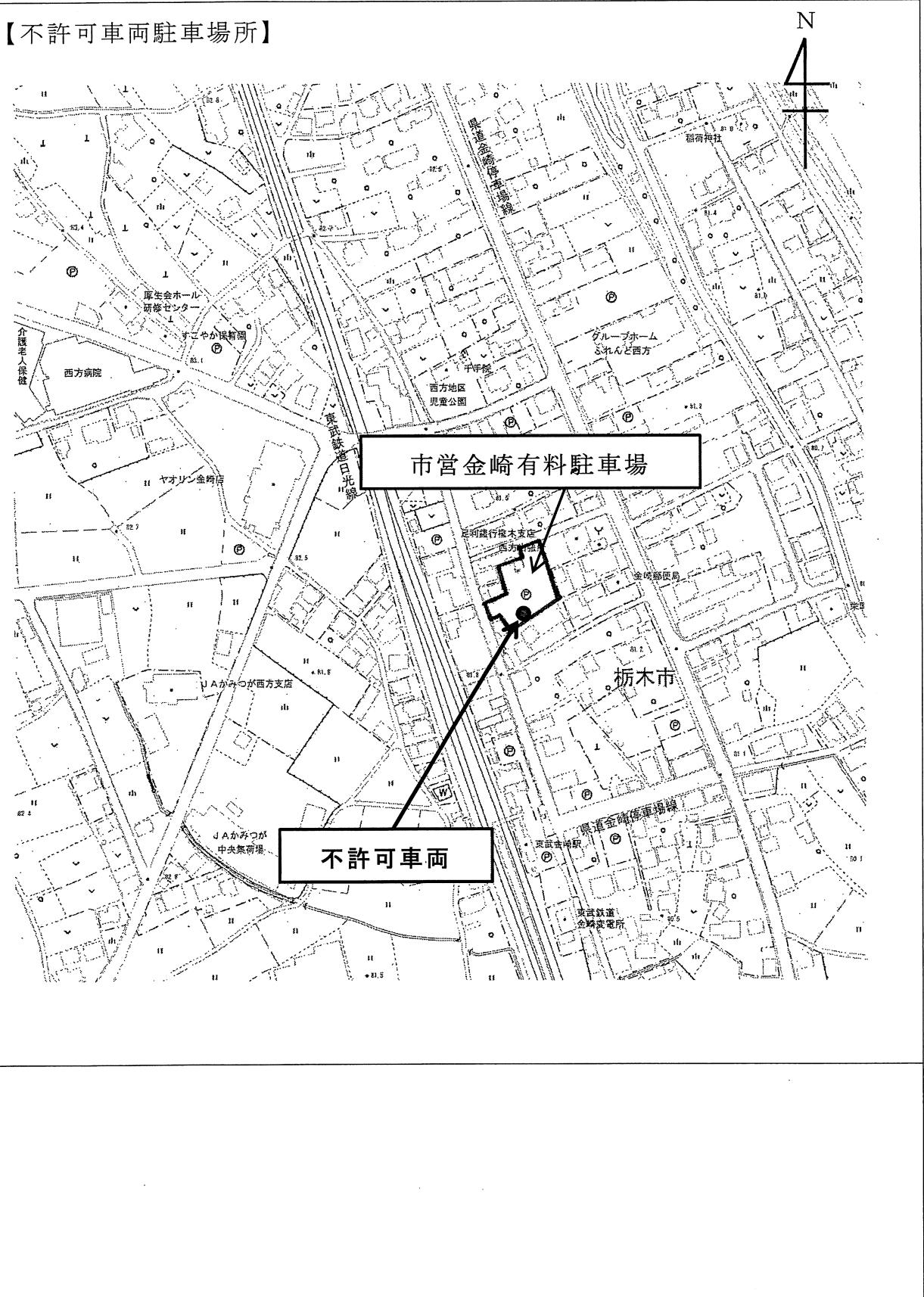
○ : 接触箇所

→ : 進行（後退）



ごみ搬入プラットホームにおいて、粗大ごみ（自転車等）を軽トラに積込み、後退したところ、ごみ荷下ろしのために停止していた車両の側部（トラックのあおり部分）に接触した。

専決第7号



(職 員 課)

議案第 99 号

栃木市副市長及び教育長の給与の特例に関する条例の制定について

提案理由

本市の財政健全化を進めるに当たり、副市長及び教育長の給与を減額する措置を講ずるため、栃木市副市長及び教育長の給与の特例に関する条例を制定することについて、議会の議決を求めるもの。

[参考条文]

地方自治法抜粋

(議決事件)

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- (1) 条例を設け又は改廃すること。
- (2) 以下略

(交通防犯課)

議案第100号

栃木市犯罪被害者等支援条例の制定について

提案理由

犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図り、安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与するため、栃木市犯罪被害者等支援条例を制定することについて、議会の議決を求めるもの。

[参考条文]

議案第99号と同じ。

(職 員 課)

議案第 101 号

栃木市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、職員が出産及び子育てと仕事を両立できる職場環境の整備を推進するに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 非常勤職員の子の出生後 8 週間以内の育児休業の取得要件の緩和に係る規定及び非常勤職員の子が 1 歳以降の場合における育児休業の取得の柔軟化に係る規定を整備し、字句の整理を行うこと。 (第 2 条関係)
- 2 非常勤職員の子が 1 歳以降の場合における育児休業の取得の柔軟化に係る規定を整備し、字句の整理を行うこと。
(第 2 条の 3 及び第 2 条の 4 関係)
- 3 職員の育児休業の取得回数制限の緩和等に係る規定を整備し、字句の整理を行うこと。 (第 3 条関係)

[参考条文]

議案第 99 号と同じ。

議案第101号（職員課）

栃木市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

現	行
---	---

(育児休業をすることができない職員)

第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1)～(3) 略

(4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

(ア) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない非常勤職員

(イ) 略

イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が1歳に達する日（以下この号及び同条において「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

改 正 案

(育児休業をすることができない職員)

第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1)～(3) 略

(4) 非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

(ア) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4の規定に該当する場合にあっては当該子が2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び引き続いて任命権者と同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない非常勤職員

(イ) 略

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

(ア) その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下(ア)において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

現	行
(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)	
第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。	
(1)・(2) 略	
<p>(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6か月到達日</p>	
<p><u>ア</u> 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合</p>	

改 正 案

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1)・(2) 略

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合）

当該子の1歳6か月到達日

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている

現	行
<u>イ 略</u>	
(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)	
第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次の各号のいずれにも該当するときとする。	
<u>(1)・(2) 略</u>	
(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)	
第2条の5 育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。	
(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)	
第3条 育児休業法第2条第1項の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。	
(1)～(4) 略	

改 正 案

場合

ウ 略

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合）とする。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

(2)・(3) 略

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(4) 略

現	行
(5) <u>育児休業</u> （この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について任命権者に申し出た場合に限る。）。	
(6)・(7) 略	
(8) <u>その任期</u> の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている 非常勤職員 が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に 特定職 に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとしてすること。	

改 正 案

(5)・(6) 略

(7) 任期を定めて採用された職員であって、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとすること。

(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

(職 員 課)

議案第102号

栃木市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改
正する条例の制定について

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正を踏まえ、職員が出産及
び子育てと仕事を両立できる職場環境の整備を推進するに当たり、所要の改
正を行う必要が生じたため、栃木市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する
条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

育児参加のための休暇の対象期間を拡大すること。（別表第1関係）

[参考条文]

議案第99号と同じ。

議案第102号（職員課）

栃木市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

現	行
別表第1（第14条関係）	
休暇の原因	休暇の期間
1～15 略	略
16 職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日 <u>後8週間</u> を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき	略
17～24 略	略

改 正 案

別表第1（第14条関係）

休暇の原因	休暇の期間
1～15 略	略
16 職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日 <u>以後1年</u> を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき	略
17～24 略	略

栃木市税条例等の一部を改正する条例の制定について

提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市税条例等の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

1 栃木市税条例の一部改正

- (1) 納税証明書の交付手数料に関する規定の整備を行うこと。
(第18条の4関係)
- (2) 所得割の課税標準に関する規定の整備を行うこと。 (第33条関係)
- (3) 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する規定の整備を行うこと。 (第34条の9関係)
- (4) 市民税の申告に関する規定の整備を行うこと。 (第36条の2関係)
- (5) 個人の市民税に係る扶養親族等申告書に関する規定の整備を行うこと。
(第36条の3の2及び第36条の3の3関係)
- (6) 特別徴収税額の納入の義務等に係る引用条項の整理を行うこと。
(第53条の7関係)
- (7) 個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除に関する規定の整備を行うこと。 (附則第7条の3の2及び附則第26条関係)
- (8) 市民税の課税の特例に関する規定の整備を行うこと。
(附則第16条の3、附則第20条の2及び附則第20条の3関係)

(9) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に
係る市民税の課税の特例に係る引用条項の整理を行うこと。

(附則第17条の2関係)

2 栃木市税条例の一部を改正する条例の一部改正

(1) 個人の市民税に係る扶養親族等申告書に関する規定の整備を行うこと。

(第36条の3の3関係)

(2) 市民税に関する経過措置に関する規定の整備を行うこと。

(附則第2条関係)

[参照条文]

議案第99号と同じ。

議案第103号（税務課）

栃木市税条例等の一部を改正する条例

現	行
【栃木市税条例の一部改正】	
(納税証明書の交付手数料)	
第18条の4 法第20条の10の納税証明書の <u>交付手数料</u> は、栃木市手数料条例（平成22年栃木市条例第68号）の定めるところによる。ただし、道路運送車両法第97条の2に規定する証明書については、手数料を徴しない。	
2 略	
(所得割の課税標準)	
第33条 略	
2・3 略	
<u>4 前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定配当等申告書（市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（特定配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</u>	
<u>(1) 第36条の2第1項の規定による申告書</u>	
<u>(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）</u>	
5 略	
<u>6 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定株式等譲渡所得金額申告書（市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（特定株式等譲渡所得金額申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。</u>	

改 正 案

【栃木市税条例の一部改正】

(納税証明書の交付手数料)

第18条の4 法第20条の10の納税証明書の交付（法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたもの）の手数料は、栃木市手数料条例（平成22年栃木市条例第68号）の定めるところによる。ただし、道路運送車両法第97条の2に規定する証明書については、手数料を徴しない。

2 略

(所得割の課税標準)

第33条 略

2・3 略

4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

5 略

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

現 行
<u>だし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</u>
(1) <u>第36条の2第1項の規定による申告書</u>
(2) <u>第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）</u>
(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)
第34条の9 所得割の納税義務者が、第33条第4項に規定する <u>特定配当等申告書</u> に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する <u>特定株式等譲渡所得金額申告書</u> に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第34条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。
2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかった金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の <u>申告書に係る年度分の個人の県民税</u> 若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。
3 略
(市民税の申告)
第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等

改 正 案

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

第34条の9 所得割の納税義務者が、第33条第4項に規定する確定申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する確定申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第34条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。

3 略

(市民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等

現 行
に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（ <u>所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者</u> に係るもの）を除く。）若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項（同項第2号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。）に係る部分を除く。）及び第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。
2 前項の規定により申告書を市長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。）が提出すべき申告書の様式は、施行規則 <u>第2条第4項ただし書</u> の規定により、市長の定める様式による。
3～10 略
<p style="text-align: center;">(個人の市民税に係る給与所得者の<u>扶養親族申告書</u>)</p> <p>第36条の3の2　所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するのは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p>

改 正 案

に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項（同項第2号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。）に係る部分を除く。）及び第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

2 前項の規定により申告書を市長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。）が提出すべき申告書の様式は、施行規則第2条第3項ただし書の規定により、市長の定める様式による。

3～10 略

（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

（1） 略

現 行

(2)・(3) 略

2～5 略

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

(1) 略

(2)・(3) 略

2～5 略

(特別徴収税額の納入の義務等)

第53条の7 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の10日までに、施行規

改 正 案

(2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名

(3)・(4) 略

2～5 略

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有しない者を除く。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

(1) 略

(2) 特定配偶者の氏名

(3)・(4) 略

2～5 略

(特別徴収税額の納入の義務等)

第53条の7 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の10日までに、施行規

現	行
則第5号の8様式又は施行規則 <u>第2条第4項ただし書</u> の規定により総務大臣が定めた様式による納入申告書を市長に提出し、及びその納入金を市に納入しなければならない。	
附 則	
第7条の3の2 平成22年度から <u>令和15年度</u> までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から <u>令和3年</u> までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。	
2 略	
(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)	
第16条の3 略	
<u>2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等</u> <u>(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、</u> <u>市民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の</u> <u>4月1日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前</u> <u>項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第33条第4項に規定する特定配当等申告</u> <u>書を提出した場合(次に掲げる場合を除く。)に限り適用するものとし、市民税の所得割の</u> <u>納税義務者が前年内に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について同</u> <u>条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が</u> <u>前年内に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規</u> <u>定は、適用しない。</u>	
<u>(1) 第33条第4項ただし書の規定の適用がある場合</u>	
<u>(2) 第33条第4項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出さ</u> <u>れた場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定</u> <u>を適用しないことが適当であると市長が認めるとき。</u>	

改 正 案

則第5号の8様式又は施行規則第2条第3項ただし書の規定により総務大臣が定めた様式による納入申告書を市長に提出し、及びその納入金を市に納入しなければならない。

附 則

第7条の3の2 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 略

（上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例）

第16条の3 略

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

現	行
3 略	
	(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)
第17条の2 略	
2 略	
3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、 <u>第37条の8又は第37条の9</u> の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。	
	(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)
第20条の2 略	
2・3 略	
4 前項後段の規定は、 <u>特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特例適用配当等申告書（市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（特例適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</u>	
(1) <u>第36条の2第1項の規定による申告書</u>	
(2) <u>第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）</u>	
5 略	
	(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

改 正 案
3 略
(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)
第17条の2 略
2 略
3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで <u>又は第37条の8</u> の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。
(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)
第20条の2 略
2・3 略
4 <u>前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき限り、適用する。</u>
5 略
(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

現	行
第20条の3 略	
2・3 略	
<u>4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の条約適用配当等申告書（市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（条約適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</u>	
(1) <u>第36条の2第1項の規定による申告書</u>	
(2) <u>第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）</u>	
5 略	
6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第34条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第20条の3第3項前段に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた <u>年の翌年の4月1日の属する年度分の同条第4項に規定する条約適用配当等申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）</u> であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。	
<u>（新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例）</u>	

改 正 案

第20条の3 略

2・3 略

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき限り、適用する。

5 略

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第34条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第20条の3第3項前段に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年分の所得税に係る同条第4項に規定する確定申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

現 行

第26条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。

【栃木市税条例の一部を改正する条例の一部改正】

栃木市税条例（平成22年栃木市条例第64号）の一部を次のように改正する。

(中略)

第36条の3の3第1項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者に限る」に改める。

(後略)

附 則

(市民税に関する経過措置)

第2条 略

2 新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

改 正 案

【栃木市税条例の一部を改正する条例の一部改正】

栃木市税条例（平成22年栃木市条例第64号）の一部を次のように改正する。

(中略)

第36条の3の3第1項中「扶養親族（）の次に「年齢16歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者に限る」に改める。

(後略)

附 則

(市民税に関する経過措置)

第2条 略

2 新条例第24条第2項及び第36条の3の3第1項並びに附則第5条第1項の規定は、令和6年度以降の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(保険年金課)

議案第104号

栃木市こども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

提案理由

こども医療費の助成対象者を拡大するに当たり、所要の改正を行う必要が
生じたため、栃木市こども医療費助成に関する条例の一部を改正することに
ついて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

こどもの定義を改めること。（第2条関係）

[参照条文]

議案第99号と同じ。

議案第104号（保険年金課）

栃木市こども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

現	行
(定義)	
第2条 この条例において「こども」とは、出生した日から <u>15歳</u> に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。	
2～6 略	

改 正 案

(定義)

第2条 この条例において「こども」とは、出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

2～6 略

(環 境 課)

議案第105号

栃木市墓園条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

栃木市聖地公園に合葬墓地及び区画墓地第9種を設置するに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市墓園条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 墓所の種別を定めること。（第3条関係）
- 2 墓所に係る規定を区画墓地に係る規定と合葬墓地に係る規定に改めること。（第5条、第9条から第11条まで、第13条及び第14条関係）
- 3 永代使用料を改めること。（第12条及び別表第1関係）

[参照条文]

議案第99号と同じ。

議案第105号（環境課）

栃木市墓園条例の一部を改正する条例

現	行
(墓園の施設)	
第3条 略	
(使用の制限等)	
第5条 市長は、 <u>墓所</u> の使用者に対し、その使用について制限をし、若しくは条件を付し、又は維持管理上必要な設備の設置その他適当な措置をとるべきことを命ずることができる。	
(使用権の承継及び消滅)	
第9条 墓所を使用する権利（以下「使用権」という。）は、祖先の祭祀を主宰する者が <u>承継する</u> 。	
2 次の各号のいずれかに該当するときは、 <u>墓所</u> の使用権は、消滅する。	
(1) <u>墓所の使用者及びその家族が住所不明となり、かつ、縁故者がなく、10年を経過したとき。</u>	
(2) <u>墓所の使用者がこれを返還したとき。</u>	
3 第1項及び前項第2号の理由が生じたときは、 <u>当該墓所</u> の承継人又は使用者は、市長にその旨を届け出なければならない。	
<u>(目的外の使用又は譲渡等の禁止)</u>	

改 正 案

(墓園の施設)

第3条 略

2 墓所の種別は、次の表のとおりとする。

種別	区分
区画墓地	一つの墳墓ごとに区画された墓所
合葬墓地	一つの墳墓に多数の焼骨、遺骨等を一緒に埋蔵する墓所

(使用の制限等)

第5条 市長は、区画墓地の使用者に対し、その使用について制限をし、若しくは条件を付し、又は維持管理上必要な設備の設置その他適当な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 区画墓地の使用は、1使用者につき1区画とする。ただし、別表第1に掲げる栃木市聖地公園の区画墓地第4種及び第8種については、この限りでない。

3 合葬墓地の使用者は、納骨室に立ち入ることができない。

(使用権の承継及び消滅)

第9条 墓所を使用する権利（以下「使用権」という。）は、区画墓地にあっては祖先の祭祀を主宰する者が承継し、合葬墓地にあっては承継することができない。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、区画墓地の使用権は、消滅する。

(1) 区画墓地の使用者の所在が不明となって7年を経過し、かつ、祖先の祭祀を主宰する者がいないとき。

(2) 区画墓地の使用者がこれを返還したとき。

3 第1項及び前項第2号の理由が生じたときは、当該区画墓地の承継人又は使用者は、市長にその旨を届け出なければならない。

(無縁区画墓地の改葬)

第10条 市長は、前条第2項第1号の規定により区画墓地の使用権が消滅したときは、当該区画墓地に埋蔵されている焼骨、遺骨等を一定の場所に改葬し、その墳墓を撤去するものとする。

(使用権の取消し)

現 行
<u>第10条 墓所の使用者は、墓所を目的外に使用し、若しくは使用権を譲渡し、又は転貸してはならない。</u>
<u>2 市長は、前項の規定に違反した者に対しては、墓所の使用権を取り消すものとする。</u>
<u>3 前項の規定により使用権を取り消された者は、速やかに墓所を原状に回復して、これを返還しなければならない。</u>
<u>(無縁墓所の改葬)</u>
<u>第11条 市長は、第9条第2項第1号の規定により使用権が消滅したときは、当該墓所に埋蔵されている焼骨、遺骨等を一定の場所に改葬し、その墳墓を撤去するものとする。</u>
<u>(墓所の種別及び永代使用料)</u>
<u>第12条 墓所を使用しようとする者は、使用承認と同時に、当該墓所の種別に応じた永代使用料を納付しなければならない。</u>
<u>2 前項の墓所の種別及び永代使用料は、別表第1のとおりとする。</u>
<u>3 略</u>
<u>(使用場所の制限)</u>
<u>第13条 墓所の使用は、1使用者について1区画とする。ただし、栃木市聖地公園第4種及び第8種の墓所については、この限りでない。</u>
<u>(管理手数料)</u>
<u>第14条 使用者は、墓所の管理に要する費用として別表第2に定める管理手数料を納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めた者については、これを減額し、又は免除することができる。</u>
<u>2 略</u>

改 正 案

第11条 墓所の使用者が、次の各号のいずれかの事由に該当したときは、市長は、墓所の使用権を取り消すことができる。

- (1) 墓所を目的外に使用したとき。
- (2) 墓所の使用権を譲渡し、又は転貸したとき。
- (3) 合葬墓地の使用者が、使用の承認を受けた日から起算して3月以内に焼骨、遺骨等を埋蔵しないとき。
- (4) 区画墓地の使用者が、第13条第1項に規定する管理手数料を3年度分滞納したとき。
- (5) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

2 前項の規定により区画墓地の使用権を取り消された者は、速やかに区画墓地を原状に回復して、これを返還しなければならない。

(墓所の種別及び永代使用料)

第12条 墓所を使用しようとする者は、使用承認と同時に、別表第1に定める永代使用料を納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときの永代使用料は、規則で定めるところによる。

2 略

(管理手数料)

第13条 区画墓地の使用者は、区画墓地の管理に要する費用として別表第2に定める管理手数料を納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めた者については、これを減額し、又は免除することができる。

2 略

(合葬墓地に埋蔵された焼骨、遺骨等の返還)

現	行
---	---

別表第1（第12条関係）

永代使用料

名称	墓所の種別	1区画の面積	永代使用料
栃木市聖地公園	第1種	5. 0 m ²	125, 000円
	第2種	6. 0 m ²	150, 000円
	第3種	5. 0 m ²	275, 000円
	第4種	5. 0 m ²	275, 000円
	第5種	5. 0 m ²	344, 000円
	第6種	5. 0 m ²	610, 000円
	第7種	5. 0 m ²	506, 000円
	第8種	5. 0 m ²	506, 000円
栃木市藤岡中根墓地		7. 29 m ²	215, 000円
		5. 0 m ²	215, 000円
栃木市藤岡太田墓地		7. 29 m ²	215, 000円
		5. 0 m ²	215, 000円
栃木市都賀聖地公園 墓地	第1種	6. 0 m ²	250, 000円
	第2種	10. 0 m ²	380, 000円
	第3種	6. 0 m ²	450, 000円
	第4種	6. 0 m ²	450, 000円
栃木市西方菅ノ沢墓地		19. 8 m ²	200, 000円
栃木市西方東上林墓地		6. 6 m ²	200, 000円

改 正 案

第14条 合葬墓地に埋蔵された焼骨、遺骨等は、返還しない。

別表第1 (第5条、第12条関係)

永代使用料

名称	種別	1区画の面積	永代使用料
栃木市聖地公園	<u>区画墓地</u> 第1種	5. 0 m ²	125, 000円
	<u>区画墓地</u> 第2種	6. 0 m ²	150, 000円
	<u>区画墓地</u> 第3種	5. 0 m ²	275, 000円
	<u>区画墓地</u> 第4種	5. 0 m ²	275, 000円
	<u>区画墓地</u> 第5種	5. 0 m ²	344, 000円
	<u>区画墓地</u> 第6種	5. 0 m ²	610, 000円
	<u>区画墓地</u> 第7種	5. 0 m ²	506, 000円
	<u>区画墓地</u> 第8種	5. 0 m ²	506, 000円
	<u>区画墓地</u> 第9種	2. 0 m ²	240, 000円
<u>合葬墓地</u>	二	<u>焼骨、遺骨等1体につき</u>	
			100, 000円
栃木市藤岡中根墓地	<u>区画墓地</u>	7. 29 m ²	215, 000円
		5. 0 m ²	215, 000円
栃木市藤岡太田墓地	<u>区画墓地</u>	7. 29 m ²	215, 000円
		5. 0 m ²	215, 000円
栃木市都賀聖地公園 墓地	<u>区画墓地</u> 第1種	6. 0 m ²	250, 000円
	<u>区画墓地</u> 第2種	10. 0 m ²	380, 000円
	<u>区画墓地</u> 第3種	6. 0 m ²	450, 000円
	<u>区画墓地</u> 第4種	6. 0 m ²	450, 000円
栃木市西方菅ノ沢墓地	<u>区画墓地</u>	19. 8 m ²	200, 000円
栃木市西方東上林墓地	<u>区画墓地</u>	6. 6 m ²	200, 000円

現	行
(注) 市内に住所を有する者以外の者に使用承認した場合の永代使用料は、5割増しとする。ただし、第8条第2号に該当する者については、この限りでない。	
別表第2（ <u>第14条関係</u> ）	略

改 正 案

(注) 市内に住所を有する者以外の者に使用承認した場合の永代使用料は、5割増しとする。ただし、第8条第2号に該当する者については、この限りでない。

別表第2 (第13条関係)

略

(観光振興課)

議案第106号

栃木市横山郷土館条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

栃木市横山郷土館の入館料に年間入館料を設けるに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市横山郷土館条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 入館料の区分に年間券を加えること。（第6条関係）
- 2 公布の日から施行とすること。

[参照条文]

議案第99号と同じ。

議案第106号（観光振興課）

栃木市横山郷土館条例の一部を改正する条例

現	行
---	---

(入館料)

第6条 郷土館の展示物を観覧するため、郷土館に入館しようとする者は、次の表に定める入館料を納付しなければならない。

区分	入館料（ <u>1人1回</u> につき）
個人	300円
団体（1回に20人以上で入館する場合をいう。）	200円

2 略

改 正 案

(入館料)

第6条 郷土館の展示物を観覧するため、郷土館に入館しようとする者は、次の表に定める入館料を納付しなければならない。

区分		入館料（ <u>1人</u> につき）
<u>1回券</u>	個人	300円
	団体（1回に20人以上で入館する場合をいう。）	200円
<u>年間券</u>	個人	1,000円

備考 年間券の有効期間は、発行の日から1年間とする。

2 略

(建築指導課)

議案第107号

栃木市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

建築基準法及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市手数料条例の一部を改正する必要がある。

◎改正の概要

引用条項を改め、長期優良住宅維持保全計画の認定申請手数料等を定めること。（別表第2関係）

[参照条文]

議案第99号と同じ。

議案第107号（建築指導課）

栃木市手数料条例の一部を改正する条例

現 行		
別表第2（第2条関係）		
手数料を徴収する事項	手数料の名称及び区分	手数料の金額
1～30 略	略	略
31 法第85条第5項の規定に基づく許可	略	略
31の2 法第85条第6項の規定に基づく許可	略	略
32～39の5 略	略	略
39の6 法第87条の3第5項の規定に基づく許可	略	略
39の7 法第87条の3第6項の規定に基づく許可	略	略
39の8・40 略	略	略
41 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅普及促進法」という。）第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定	長期優良住宅建築等計画に関する認定申請手数料 次に掲げる審査の区分1及び2に定める金額を合算した金額 1 長期優良住宅建築等計画の認定申請の審査 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 新築の場合 ア 当該長期優良住宅建築等計画の申請に係る住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）第6条の2第3項に規定する確認書をいう。）(2) 及び次項において同じ。) 若しくは住宅性能評価書（同法第5条第1項に規定する住宅性能評価書をいう。次項において同じ。）又はこれらの写しの添付があった場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア)・(イ) 略	

改 正 案

別表第2（第2条関係）

手数料を徴収する事項	手数料の名称及び区分	手数料の金額
1～30 略	略	略
31 法第85条第6項の規定に基づく許可	略	略
31の2 法第85条第7項の規定に基づく許可	略	略
32～39の5 略	略	略
39の6 法第87条の3第6項の規定に基づく許可	略	略
39の7 法第87条の3第7項の規定に基づく許可	略	略
39の8・40 略	略	略
41 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅普及促進法」という。）第5条第1項から第7項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定	<p>長期優良住宅建築等計画に関する認定申請手数料 次に掲げる審査の区分1及び2に定める金額を合算した金額</p> <p>1 長期優良住宅建築等計画の認定申請の審査 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 新築の場合</p> <p>ア 当該長期優良住宅建築等計画の申請に係る住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）第6条の2第3項に規定する確認書をいう。以下この項及び次項において同じ。）若しくは住宅性能評価書（同法第5条第1項に規定する住宅性能評価書をいう。以下この項及び次項において同じ。）又はこれらの写しの添付があった場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア)・(イ) 略</p>	

現	行
	<p>イ 略</p> <p>(2) 略</p>
	<p><u>2</u> 略</p>
4 2 長期優良住宅普及促進法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定	長期優良住宅建築等計画に関する変更認定申請手数料 次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額
	<p>1 略</p>
	<p><u>2</u> 1の申請に併せて行う建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出に対する審査 次に掲げる金額を合算した金額</p> <p>(1) 床面積（建築物の計画の変更に係る部分にあっては当</p>

改 正 案

	<p>イ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>2 <u>長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査</u> 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) <u>当該長期優良住宅維持保全計画の申請に係る住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しの添付があった場合</u> 1 (2)アに規定する金額</p> <p>(2) <u>(1)以外の場合</u> 1 (2)イに規定する金額</p> <p>3 略</p>
4 2 長期優良住宅普及促進法第8条第1項の規定に基づく长期優良住宅建築等計画又は长期優良住宅維持保全計画の変更の認定	<p>長期優良住宅建築等計画に関する変更認定申請手数料 次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額</p> <p>1 略</p> <p>2 <u>長期優良住宅維持保全計画の変更の認定の申請に対する審査</u> 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) <u>当該长期優良住宅維持保全計画の変更の申請に係る住宅の構造及び設備が长期使用構造等である旨が記載された確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しの添付があった場合</u> 前項2(1)に規定する金額の2分の1に相当する金額</p> <p>(2) <u>(1)以外の場合</u> 前項2(2)に規定する金額の2分の1に相当する金額</p> <p>3 1の申請に併せて行う建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出に対する審査 次に掲げる金額を合算した金額</p> <p>(1) 床面積（建築物の計画の変更に係る部分にあっては当</p>

現	行
	<p>該計画の変更に係る部分の床面積の 2 分の 1、床面積の増加する部分にあっては当該増加する部分の床面積) の合計に応じ、<u>前項 2 (1)</u>に規定する金額</p> <p>(2) 構造計算適合性判定を要する建築物に該当する建築物については、<u>前項 2 (2)</u>に規定する金額</p> <p>(3) 建築基準法第 8 7 条の 4 に規定する建築設備が設置される建築物については、当該建築設備の計画を変更した建築設備にあっては当該変更に係る 1 基の建築設備ごとに 8, 000 円（小荷物専用昇降機については、6, 000 円）、新たに設置する建築設備にあっては<u>前項 2 (3)</u>に規定する金額</p>
4 3～5 2 略	略 略

改 正 案

	<p>該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1、床面積の増加する部分にあっては当該増加する部分の床面積)の合計に応じ、<u>前項3(1)</u>に規定する金額</p> <p>(2) 構造計算適合性判定を要する建築物に該当する建築物については、<u>前項3(2)</u>に規定する金額</p> <p>(3) 建築基準法第87条の4に規定する建築設備が設置される建築物については、当該建築設備の計画を変更した建築設備にあっては当該変更に係る1基の建築設備ごとに8,000円（小荷物専用昇降機については、6,000円）、新たに設置する建築設備にあっては<u>前項3(3)</u>に規定する金額</p>	
4 3～5 2 略	略	略

(上下水道総務課)

議案第108号

令和3年度栃木市水道事業会計剰余金の処分について

提案理由

令和3年度栃木市水道事業会計未処分利益剰余金157,922,026円を建設改良積立金に積立てることについて、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるもの。

[参照条文]

地方公営企業法抜粋
(剰余金の処分等)

第32条 地方公営企業は、毎事業年度利益を生じた場合において前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもってその欠損金をうめなければならない。

- 2 毎事業年度生じた利益の処分は、前項の規定による場合を除くほか、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない。
- 3 以下略

令和 3 年度 栃木市水道事業 剰余金処分計算書

(単位 円)

	資 本 金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	12,873,912,691	31,517,592	157,922,026
議会の議決による処分額	0	0	△ 157,922,026
資本金	0	0	0
減債積立金	0	0	0
建設改良積立金	0	0	△ 157,922,026
処分後残高	12,873,912,691	31,517,592	(繰越利益剰余金) 0

(上下水道総務課)

議案第109号

令和3年度栃木市下水道事業会計剰余金の処分について

提案理由

令和3年度栃木市下水道事業会計未処分利益剰余金494,464,364円のうち145,077,240円を資本金に組入れ、349,387,124円を減債積立金に積立てることについて、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるもの。

[参照条文]

議案第108号と同じ。

令和3年度 栃木市下水道事業 剰余金処分計算書

(単位 円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	13,430,706,875	212,463,957	494,464,364
議会の議決による処分額	145,077,240	0	△ 494,464,364
資本金	145,077,240	0	△ 145,077,240
減債積立金	0	0	△ 349,387,124
建設改良積立金	0	0	0
処分後残高	13,575,784,115	212,463,957	(繰越利益剰余金) 0

(人権・男女共同参画課)

議案第110号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めるについて

提案理由

本市の人権擁護委員21名のうち、黒川弘照氏が令和4年12月31日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を候補者として推薦することについて、議会の意見を求めるもの。

[参照条文]

人権擁護委員法抜粋

(委員の推薦及び委嘱)

第6条 1・2 略

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

4 以下略

(人権・男女共同参画課)

議案第 1 1 1 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めるについて

提案理由

本市の人権擁護委員 2 1 名のうち、鮎田 博氏が令和 4 年 1 2 月 3 1 日をもって任期満了となるので、後任委員の候補者として臼井恭子氏を推薦することについて、議会の意見を求めるもの。

[参照条文]

議案第 1 1 0 号と同じ。

臼井恭子氏の略歴

住 所 栃木市西方町金崎 740 番地 15

生年月日 昭和 33 年 3 月 28 日

主な経歴

[Redacted]	[Redacted]

(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

